遼の建國に就いて

小川裕人

緒言

史潮第六年第一號に掲げられた遼の建國年代に關する橋本增吉氏の論稿に對し、余が本紙上①に於いて氏の新說の必ずしも妥當でないことを指摘したるに、橋本氏は直ちに反駁文を本紙に寄せられ②、多くの示教を與へられたことは余の大いに欣幸とする所である。然し余の前論稿が文辭の足らざりしため、橋本氏はその論旨を十分に了解されなかつたものゝ如く、氏の示教中には必ずしも肯綮に中らざるものが少くないから、尙一言を費して氏の誤解を釋きたいのである。けれどもこゝに與へられた紙數は限られて居るので、全般に亙つて余の立場を辯明する餘裕を有たないから、今は問題を次の諸點に限定する。(一)余が漢高祖實錄の記事を棄てない理由、(二)阿保機の伯父釋魯に就いて、(三)阿保機が契丹主となつた年代、(四)初建年號の問題。

一

阿保機が契丹主となつたのが諸部大人の承認を經て居ることは新五代史の明記するところである。橋本氏は前論考に於いて全くこれを否認されたので（史潮六ノ一頁六八—七〇）、余は迭立制の原則は阿保機の契丹主承襲の後までも變則的ながらも存在して居たと見て不都合でないことを婁々陳辯したのである（東洋史研究一ノ五頁三〇—三二）。然るに氏は後論考に於いて「欽德が劉仁恭に惱さるゝに及びて衆望を失ひ、迭剌部の阿保機が代つて契丹國主となり、遂に迭立制を廢して契丹諸部を統一したといふのが事實の眞相ではあるまいかと考へる」と言は

れ、更に「新五代史に八部之人以爲遙輦不任事、選於其衆以阿保機代之とあるが如き八部を諸部と訂正し、其衆は契丹衆部の意と解すれば事實に通ずることゝなるであらう」（東洋史研究二ノ一頁五五）と言はれて居る。氏は阿保機が諸部の承認を得て契丹主となつたことを認められたものゝ如くである。果して然らば阿保機建國の事情に就いて余の主張の一半を容れられたものと考へられるのである。

次に殘された問題は阿保機が契丹主となつた後如何に諸部を統一したかといふその過程に就いてゞある。新五代史は阿保機が契丹主となつて九年後に諸部に迫られて一旦退位し、漢人を率ゐて一部を組織して然る後に諸部大人を誘殺したと記して居るのに、舊五代史はこの所謂阿保機物語を載錄して居ない。橋本氏は舊五代史がこれを記して居ない態度に贊成されて、新五代史の阿保機物語を史實にあらずとされた。然も氏がこれを敢てされるのに新五代史が舊五代史と比して編纂年代が新しく私撰であることをも述べられて居る。因つて余は阿保機物語（諸部大人誘殺物語）は漢高祖實錄にも記されて居て、これは舊五代史と同じく勅選で編纂年代が二十餘年も古いから、新五代史に就いて編纂年代や私撰であることを問題とされる以上、先づ漢高祖實錄の記事を吟味されるべきだといふ意味で、その記事を提示したのである。然るに後論考に於いて橋本氏の高祖實錄の記事の史料的批判を知り得て、議論は漸く核心に觸れた感がある。余の前論考に於ける暴言の必ずしも徒爾ならざりしを喜ぶのである。こゝに於て余が高祖實錄の記事を棄て去ることの出來ない理由を述べねばならぬ。

橋本氏は漢高祖實錄の記事の年次の不合理なるを指摘してそれを以てこの記事の信ずべからざる一の理由とされて居る。③ 然し漢高祖實錄に於いて僖昭の際とか大順中とかいふ年次は、この記事の內容と必ずしも不可分の關係に在るものではない。五代會要（卷二九）に見える如く僖昭の際の代りに唐末とし、大順中の代りに先是としても等しく意味は通ずるのである。その年次と內容とが密接不離の關係に在らざるこの記事に於いて、年次の不合理なるの故を以て、その內容をも信ずべからざるものとするのは決して妥當な解釋とは言へないであらう。

この記事が阿保機の契丹主となつたのを僖昭の際として居るのは、阿保機繼襲當時に於いても三年迭立制の原

則が實際に行はれて居た④と誤信した漢高祖實錄の編者が光啓中(西紀八八五—八八七)契丹主となつた⑤欽德の後を襲つた阿保機は、僖宗昭宗の交(昭宗が僖宗に代つたのは西紀八八九)には契丹主となつて居たものと考へたのであり、又彼等は雲中の會盟を⑥阿保機が契丹主となつてから三年目頃の出來事と考へて居たやうであるから、僖昭の際から三年目頃は大順中(西紀八九〇—八九一)のことゝ解したのであらう。橋本氏は「賈緯が契丹人から聞いたのはこれ等の年次の附いた物語であつたらう⑦」と推定されて居るが、趙志忠の虜廷雜記やそれに影響せられたらしい新五代史の記事を見ても、阿保機建國の物語で契丹人の間に語り傳へられて居たものは、年次は附せられて居なかつたものゝやうである。されば賈緯等が契丹人から知り得た阿保機物語も、恐らくもと年次がなかつたものと考へられる。賈緯は自ら史才を誇るやうなさかしらな史家であつたから、もと年次のなかつたこの物語に自己の推定を以て年次を附したのであると見る方が、却つて妥當であらうと信ずる。余は以上の如く解するから、この物語の年次の不合理なる點からは、その內容を否定することは到底不可能であらうと考へる。

更に橋本氏はこの年次の不當なることに就いて「而も一見して明白なるかくの如き作爲をすらも、これを採擇し、これに對し何等の史學者的批判檢討を加へなかつた所に、賈緯や蘇逢吉等の所謂史才が如何なる性質のものなるかを曝露してゐるのであり、既に是等の事實より見ても、漢高祖實錄所收の契丹阿保機關係記事が、如何に信ずるに足らざるものであるか推想に難からざるところであると斷じて居られる⑧。然し橋本氏が漢高祖實錄の記事の年次の作爲的なるを一見して看破されたのは、遼史太祖紀によつて阿保機の沒した時の年齡や生年を知られたからで、若し遼史の記事がなかつたら阿保機の生年を知ることによつて、僖昭の際とか大順中とかいふ年次の不當なることを、橋本氏と雖も斯くまで容易には斷じ得られなかつたであらう。然るに漢高祖實錄の編纂當時は勿論遼史はなく阿保機の生年は知る術はないから、漢高祖實錄が年次に於いて斯くの如き誤を犯して居たとしてもそれ程責むべきことゝは思はれない。余は賈緯等の史才に信賴して高祖實錄の記事を採るわけではないが、賈緯等がこの阿保機關係記事に不當なる年次を附したからと言つて、この記事の內容をも信ずべからざるものとす

る説にはどうしても服することが出來ないのである。

又橋本氏はこの物語の內容が作爲的なることを主張されて「多くの國祖物語に附きものである通りに、阿保機を以て常人とは全く異つた幼にして既に異彩を放ち神力を現はした神聖なる神人として作爲せんとするが如き意圖すらも、暗默の中に窺知せられ得るのである」と言つて居られるが⑨、斯くの如き解釋は遼史太祖紀の記事には當てはまるが、その年次の性質が以上の如きものである以上漢高祖實錄の物語には決して妥當なものではない。

契丹に於いて阿保機の事蹟を曲げて僞作傳說を作らんとすれば、漢高祖實錄に見える阿保機の諸部大人誘殺物語の如き狡猾殘念なものを作爲せずに、阿保機の罪惡史は却てこれを抹殺して、その君主權を合法正統化せんと圖つたであらう。開平二年（遼史の所謂阿保機卽位の第二年）には雲中の會盟に背いてまでも、その前年に唐の禪を受けて帝號を稱した後梁の太祖に封冊を求めたこと又太宗が阿保機の出身部なる迭剌部以外の所謂契丹八部の古傳說なる灰牛白馬物語を採用して、遼室の始祖傳說と成した形跡のあること、又興宗時代までに阿保機以前の世襲君主なる遙輦九世可汗の物語を作つて、阿保機がその禪を受けて契丹皇帝の位に卽いた如く見せんとして居る等、歷代の遼室は寧ろ阿保機の君主權の正當化を絕えず企圖して居たものゝ如くである。されば諸部大人誘殺物語の如きもこれが歷史事實であつたから多少の修飾を經て語り傳へられて居たので、太宗の時代に斯くの如き狡猾殘忍な物語を僞作したとは考へることが出來ない。殊に漢高祖實錄には迭剌部加入後の迭立制を記さずに迭剌部を加へない唐末八部の三年迭立制を記して居る⑩點より見て、この物語は迭剌部の人から賈緯等に傳はつたものではなく、阿保機に統合された所謂八部の人から傳聞したものであらうとさへ想像されるのである。

この他橋本氏が漢高祖實錄の記事の內容に就いて不合理とされて居る諸點⑪は、これを誤れりとする積極的な證據⑫がないのであるから既に橋本氏も認められた如く要するに見解の相違に歸着するが、氏が、その東洋史概說の立場から（東洋史研究、二ノ一、頁三八）理解出來ないとされて居ることも、余の契丹史の立場から見れば必ずしも不可解とすべきでないことは前論考に於いてその一斑を述べて置いた。これに就いて更に橋本氏の全き了解を得るがためには、尙多くの言を費す必要を認めるが、今はこ

れ以上氏と意見を交換して徒らに多くの紙數を塞ぐことを避けたい。要するに橋本氏が高祖實錄の記事を否定する理由とされて居るものは余の立場より見れば、この記事を抹殺するに何等用を成さないものであつて、寧ろ斯くの如き內容を有する物語が遼室史家によつて僞作されたとする方が却つて不可解に感ぜられるのである。舊五代史契丹傳がこの阿保機物語を棄てゝ採擇しなかつたのは如何なる理由かこれを明かにするに由ないが、別に積極的な根據があつてのやうにも見えないから、恐らく契丹內部の事情や北方民族史の大勢に通ずること淺い薛居正等が、その支那史に於ける常識から阿保機物語を不可解として、これを記載しなかつたのであらう。舊五代史契丹傳が阿保機物語を記載しなかつたからと言つてこの物語を疑ふべきものとすることの出來ないのは、舊五代史契丹傳が漢高祖實錄と同じやうに契丹之先大賀氏有勝兵四萬分爲八部と記しながら、漢高祖實錄に見えて居る一曰利皆部二曰乙室活部三曰實活部四曰納尾部五曰頻沒部六曰內會雞部七曰集解部八曰奚嗢部管縣四十一縣有令なる記事を全く記載して居ないからと言つて、それを以て直ちにこの八部名の信ずべからざる理由となし得ないと同樣であらう。薛史には後述の如く天成三年天顯建元說等契丹內部の事情に就いては明白な誤解も存するのであるから、單にこれが採擇しなかつた故を以て他に相當な根據なくしては漢祖實錄の明文を否定し去ることには尙不安を禁じ得ない。

二

次に習爾釋魯同一人說は、漢高祖實錄に見える阿保機物語を事實として、遼の建國事情を如何に解釋するかといふ余の一考案の骨子を成すものであるが、この點に就いても橋本氏の多くの論難を見たのである。[13] 而してその主要なるものは、遼史に見える釋魯は阿保機の伯父ではなく曷魯の伯父ではあるまいかとの疑、又釋魯は契丹全體の政治に當つて居たのではなく迭剌部の政治に當つて居たのであらうといふ主張等である。

然るに遼史皇子表には玄祖(阿保機の祖父)の第三子として釋魯字述瀾と記して居り、他にも同書の隨所に釋魯(述瀾)が阿保機の伯父として居る記事が見受けられるのである。さればこの點に於ける橋本氏の疑は全く氏の失檢に由來するものと言へよう。

次に釋魯が迭剌部の政治に當つて居たのだとされる主張に就いては、遼史の釋魯に關する多くの記事を一度び調べられたなら、その主張の決して妥當でないことを直ちに了解されることであらうと思はれる。試みに二三を擧げると太祖紀贊に、德祖之弟(兄の誤)述瀾(釋魯の字)北征干厥室韋、南略易定奚霫、始興板築置城邑、教民種桑麻、習織組、已有廣土衆民之志、而太祖受可汗之禪遂建國とあり、又皇子表には、駢資人力、賢而有智、先遙輦氏可汗歲貢于突厥、至釋魯爲于越始免、教民種樹桑麻とあり、又儀衞志には契丹轉居薦草之間、去遂古之風猶未遠也、太祖仲父述瀾、以遙輦氏于越之官占居潢河決壞、始置城邑、爲樹藝桑麻組織之教、有遼王業之隆其亦肇迹於此乎とある。これ等の記事には遼代史家の作爲の跡歷然たるものがあること勿論なるが、遼史に釋魯が契丹全體の政治に當つて居た人物として取り扱はれて居ることはこれによつて明らかに認められるであらう。釋魯の官職なる遙輦氏于越が契丹全體の官たることは既に疑ひなく、こゝに釋魯の事跡として記されて居る諸の事も、虛心にこれを見れば決して迭剌部のみの政治とは解されないのである。されば釋魯の當つて居た政治が迭剌部のそれと解するのは寧ろ甚しき曲解にあらずんば遼史を讀むこと粗漏なりとすべきであらう。

又橋本氏は釋魯が「當國」したといふのは「國主を扶けて政治上責任の位置にあることを意味するもので、自ら國主となるを意味する譯ではない」と言つて居られるが、これは固より言ふまでもないことで、遼史の傳說に於いては前記の如く釋魯在世當時の契丹國主は遙輦氏で釋魯はその于越の官に在つたのである。されば遼史に於いては釋魯が遙輦氏を扶けて政治上責任の位置に在つた人物として記されて居ることは、一度び遼史を繙いたものゝ何人も氣付くことである。余も決して遼史が釋魯を契丹主として記して居ると主張して居るのではない。釋魯が遼史に於いて如何なる地位を與へられて居るかは全く疑問の餘地なきことゝ考へて居たから、只習爾・釋魯の同一人的情勢を指摘すれば足れりと考へたのでこれに就いて橋本氏の示教を煩はすに至らうとは全く豫期しないところであつた。遼史は釋魯を遙輦氏の于越として居るが、余は遙輦氏に就いては橋本氏と意見を異にして、これを阿保機建國以前の實在とは認めず、全く架空の作爲物語に過ぎないと見て居たので、この遙輦氏を抹殺す

れば、その後に殘るものは當時實際に國政に當つて居た釋魯のみであらうと考へたのである。遼史が釋魯を于越として遙輦氏の宰相の地位に置いて居るのは、遼室史家が阿保機の世襲君主權確立を正統化せんとする企圖の下に、阿保機以前の世襲君主なる遙輦氏を僞作した當然の結果で、實は釋魯こそ咸通末以後光啓に至る間實際の契丹國主であつたその人であると解せんとしたのである。

然れども遙輦氏を橋本氏の如く解して、習爾・欽德を遙輦氏とすれば、當時契丹主たる遙輦氏の習爾とその宰相なる迭剌部の釋魯との兩者が存在したことを認めぬばならないことゝなり余の說とは矛盾する。こゝに於いて橋本氏の遙輦氏に關する新說を檢討する必要がある。

橋本氏は前論考に於いては阿保機以前の契丹主を大賀氏とされたが[15]、後論考に於いてはそれを改めて[16]阿保機以前に於ける遙輦氏の實在を認められ、習爾・欽德を遙輦氏とされて居るのである。この方面に於ける從來の諸研究は遙輦氏の本質由來に就いて究めて居ないのに對し、橋本氏のこの說は一新說として認むべきものである。然れども余は次の如き理由から未だ氏の說には服することが出來ないのである。

橋本氏が阿保機以前の遙輦氏の實在を認められる理由の主なるものは、遼史の三耶律の傳說に於いて「大賀氏と遙輦氏とをば世里氏と共に遙輦阻午可汗治下の皇族として併記しなければならなかつたところに、何等かの事實を暗示するものが存するのではあるまいか[17]」と思はれる點のやうである。遼史に見える遙輦氏の傳說が遼代に「遙輦の名によりて存在する一勢力あり、遼の帝室が之を度外視する能はざるが故に」構造された說話であることは、津田左右吉博士の既に指摘された如く[18]である。然れども遼史の遙輦九世可汗の傳說が、遼代に實在した遙輦九帳族に緣して造られた說話であるとしても、この事實より直ちに阿保機以前に於ける遙輦氏の實在を推定する考へ方には何等必然性を認むることは出來ない。三耶律を說明して大賀・遙輦・世里の三氏としたのは、遼も末期[19]のことのやうであるが、遙輦氏がその當時に存在したこと事實であればよいので、阿保機建國以前には遙輦氏の名が全くなかつたとしても[20]少しも支障はないのである。

斯くの如く遙輦氏を阿保機以前の實在とする說には、積極的な證據のない上に、尙次の如き困難が伴ふ。それ

は若し習爾・欽德を遙輦氏とすれば、史家が遙輦氏の傳說を作爲するのに、その九世可汗の最後に欽德に當る痕德堇可汗を加へながら、習爾に當る可汗をその中に數へて居ないのは何故であるかを解釋し得ない點である。されば余は遙輦氏を次の如く解する。遙輦九帳は、阿保機に誘殺された諸部大人卽ち所謂唐末八部の大人に、迭剌部の欽德を併せた九部大人の一族を、各一帳としたもので、これは元來同時に生存したものであるが、これを縱の系列に並べ變へて世襲的な存在に造り上げたのが遙輦氏九世可汗であらう。阿保機以前の契丹主は九部の迭立制によつて選ばれたものであるのに、阿保機はこれ等諸部の大人を誘殺してその世襲權を確立したのであるからこの諸部大人の一族が所謂遙輦九帳族であるとすれば、（本論註⑳參照）この九帳族は、若し阿保機が世襲權を獲なければ迭立制によつて契丹主となり得る資格を有して居たのである。これが遼代に於いても尙傳統的な權威を有して遼の帝室が無視する能はざる一の勢力として存在したといふのも、斯くの如き歷史的由來があつたからであらう。されば遼室は彼等を世襲君主とし、その禪を受けて阿保機が卽位した如く飾ひ、以てその世襲權を正統化せんとしたのであらう。

斯く解すれば、九世可汗の中に欽德に當る可汗があつて習爾に當るものゝないのも說明がつき、又遼史に遙輦氏可汗の同時實在的事實を想はせる記事の散見して居るのも容易に了解出來るであらう。虜廷雜記が遙輦九世可汗の傳說を採擇して居ないにかゝはらず、欽德を遙輦氏として居るのは、欽德が趙志忠の在遼當時現存した遙輦氏の眞實の祖先であつたからであらう。九世可汗傳說の成立を以上の如く解すれば習爾・欽德を實在の遙輦氏と見る必要は更になく、遙輦氏の名は阿保機の建國後に出來たと見る方が却つて妥當で、欽德は遼代の遙輦氏の祖先で、同時に迭剌部の人であつても支障なく、唐書にその族人とされて居る習爾も亦迭剌部の人で阿保機の伯父釋魯に當る人であつたとしても不合理ではないであらう。余が習爾・釋魯を同一人と見るのは、遙輦九世可汗を右の如く解するからである。

又橋本氏は「もし少しでも釋魯の契丹國主であつたことを推認せしむべき事情が傳はつてゐたとすれば、耶律氏を偉大ならしめんと努めてゐる遼史の撰者が、その事實を無視すべき筈はあるまいかと考へる」と言はれて居

る。これは一應尤もらしい疑ではあるが、然し必ずしもさうではない。阿保機の父德祖は釋魯の弟で、釋魯には滑哥といふ子があるから、釋魯の契丹主を嗣ぐべきものは當然その長子なる滑哥であるべき筈である。されば釋魯の弟の子なる阿保機が契丹主となつたのは、その正統を嗣ぐものと言ふことは出來ぬ。又實際に於いて阿保機は滑哥及びその子痕只を殺して居る（遼史卷一一二滑哥傳）斯くの如く契丹主の正統の子孫なる滑哥を殺して阿保機自ら契丹皇帝となつたのであるから、若し釋魯を契丹主のまゝにして置いては阿保機の君主權が正統でないことゝなる。而して阿保機の伯父としての釋魯の赫々たる事跡は、これを全く抹殺し去ることも出來ないので、これを遙輦氏の于越として殘存せしめたのであらう。阿保機の尊屬の中傍係なる釋魯に、正系の祖宗の中にも見られない既述の如き偉大なる治績を振り當てゝ居るのは、これが實際に契丹主として活躍した歷史事實の反影とも見られるのである。斯くの如く實際に契丹主であつた釋魯を遼史がこれを契丹主とせず、遙輦氏の于越としたのは阿保機の君主權を正統化するために九世可汗の說話を造つたと同一趣意に基くもので、契丹主釋魯の子滑哥を除いた阿保機の罪惡史を蔽はんがためにも必要であつたからであらう。遼史には阿保機も亦天復三年に遙輦氏痕德堇可汗の于越となつたことになつて居るが、事實は當時既に彼は契丹國主となつて居たのである。契丹主釋魯を遙輦氏の于越としたのも、亦これと同一軌に出でたものとも言へる。

三

次に阿保機が契丹主となつた年代に就いては、余が先に「橋本氏が阿保機の契丹主承襲の時を決定する資料とされたものは舊五代史契丹傳の記事である」と言つたの㉓で、氏のお叱りを受けた。これは余の語の足らざるがために橋本氏をして余の論旨を誤解せしめたものであるが余が斯くの如き簡單な言をなしたのは、舍利王子入寇當時の契丹主を欽德として居る舊五代史契丹傳の記事には尙疑問の餘地があること言ふまでもないと考へたからである。阿保機の契丹主承襲の時を決定する橋本氏の議論に㉔於いては、舍利王子入寇當時の契丹主が欽德であるといふことが先づ確實でなければならぬ。若しこれが確實でなければ如何に新唐書及び新五代史劉仁恭傳によつて

舍利王子の入寇を天祐三年のことゝ論斷されても、阿保機の契丹主承襲の年次は永久に定らないのである。この事件に關する舊五代史契丹傳の記事は、莊宗列傳契丹傳によつたもので、莊宗列傳がこれを欽德としたのは阿保機の契丹主となつたのを雲中の會盟以後のことゝして居るのと相應ずるもので、固より信賴を置き得ないものである。然るに唐餘錄には乾寧中、劉仁恭鎭幽州、保機入寇、仁恭擒其妻兄述律阿鉢、由此十餘年不能犯塞下とあり、又資治通鑑（卷二六四）天復三年十二月の條には、契丹阿保機遣其妻兄阿鉢、將萬騎寇渝關、仁恭遣其子守光戍平州、守光僞與之和、設幄犒饗於城外、酒酣伏兵執之以入、虜衆大哭、契丹以重賂請於仁恭、然後歸之。

考異曰、薛居正五代史及莊宗列傳皆云、光啓中守光禽舍利王子、其王欽德以重賂贖之、按是時仁恭猶未得幽州、今從薛史蕭翰傳及王皐唐餘錄とある。これ等の記事によると唐餘錄のみならず司馬光の見た薛史原本の蕭翰傳にも、舍利王子（述律阿鉢）入寇當時の契丹主を阿保機の如く記して居たのではないかとさへ考へられるのである。しかのみならず唐餘錄や蕭翰傳には舍利王子（述律阿鉢）を阿保機の妻の兄として、その契丹內部に於ける關係をも記して居る點から見て、恐らく契丹側から得た知識に基いて居るらしいのに、舊五代史契丹傳の記事は只契丹舍利王子と記して居るのみであるから、劉仁恭側の記錄によつたものであらう。當時の情勢より見て劉仁恭側に於いては契丹內部の事情を詳しく知らない筈であるから天復元年の欽德の勇退を知らずして、この時の契丹主を前回（摘星嶺の事件）同樣欽德と考へて居たとて不思議はない。斯く考へ來るとその史料的價値は唐餘錄や蕭翰傳の方が多いやうに思はれる。この點に就いて前論考に於いては余が多くの語を費さなかつたのは舍利王子入寇當時の契丹主を欽德として居る舊五代史契丹傳の記事に斯くの如く多くの議論の餘地があることは、この方面の專攻者の間では常識とも言ふべきことで、言はずとも明らかだと考へたからである。然るに橋本氏はこの點に何等の顧慮を拂はれず、舍利王子入寇の年次を決定するのみで能事終れりとして「もし小川氏にして予の所說を以て誤れりとなさんと欲せば、まづ予の論旨の要點を衝き劉仁恭がその館を大安山に築いたのを天祐三年のことゝする唐書・五代史の記事を否定するの擧に出でなければならない筈である。然るにこれを敢てすることなく、顧み

て他をいふが如き態度を取ることは、眞に予の論旨を理解するものなるや疑なきを得ないのである」と言つて居られ㉕るのは甚だ遺憾である。契丹傳の記事が右の如きものであるとすればこれを盲信して阿保機繼襲の年を決定せんとするのは甚だ危險である。

又余が先づ唐書沙陀傳によつて雲中の會盟を天祐元年（天復四年）のことゝし、これより以前のことゝ認められ㉖てゐる阿保機の契丹主承襲は「遼史に痕德堇可汗が嗣立して阿保機が迭剌部夷离堇となつた天復元年であらう」と言つたのに對し、橋本氏は唐書沙陀傳の記事に於いては雲中の會盟は天祐三年のことゝして居ると勇斷されて、余の考說㉗を論難されて居る。然し唐書沙陀傳の記事を虛心に見れば、矢張り雲中の會盟は天祐元年のことの如く記して居ること何等疑問を容るべき餘地がないのである。卽ち唐書沙陀傳には㈠天復元年全忠取晉絳、逼河中、王珂告急、使相望……、㈡三年克用攻晉州、聞帝自鳳翔還京師、乃去、雲州都將王敬暉殺刺史劉再立、以地予劉仁恭、李嗣昭討之、仁恭援敬暉、嗣昭壁樂安欲戰、仁恭取敬暉棄城去、㈢帝東遷、詔至太原、克用泣謂其下曰、乘㈣輿不復西矣、遣使者奔問行在、俄加號協盟同力功臣、李茂貞王建與邠州楊崇本遣使者來約義擧、克㈤用願藩鎭皆附汴、不可與共功、惟契丹阿保機尙可用、乃卑辭召之、保機身到雲中、與克用會約爲兄弟、留十日去、遣馬千匹、牛羊萬計、期冬大擧度河、㈥會昭宗弑而止、㈦四年王建李茂貞約克用大擧、建將康晏步騎二萬與克用監軍張承業會鳳翔、是時汴將王重師守長安、劉知俊守同州、與戰長安西建兵破遂不振、唐亡、㈧建與淮南楊渥請克用、自王一方、須賊平訪唐宗室立之、建請悉蜀工制乘輿御物、克用答曰自王非吾志也、建又勸茂貞王岐、㈨茂貞孱褊亦不敢當、但移府第僭宮禁而已、建渥乃自王、㈩是歲克用有疾城門自壞明㊀年卒とある。

右の記事に於いて㊀が天祐五年の記事なること橋本氏の指摘された如く全く疑ひない。㈨は舊五代史、武皇紀下、天祐四年冬十月の條に相當し、㈧は同書天祐四年四月の記事の後是歲云々とあるのと同じ事柄であり、又舊唐書（卷二〇下）や資治通鑑（卷二六五）によれば汴將王重師が長安を守るに至つたのは天祐三年六月のことであるから、王建の將康晏が王重師と長安西に戰つたのは、天祐三年六月以後のことである。因て㈦の四年は天復でなく、天祐四年であること全く疑ひない。然しこれを以

て、直ちにその前の三年をも天祐三年と見ることは果して妥當であらうか。

今煩を顧みず、この記事を舊五代史武皇紀及びその他の記事と比較すれば、㊀は舊五代史（卷二六）武皇紀下に天復元年正月、汴將張存敬攻陷晉絳二州、以兵二萬屯絳州、以扼援路、二月張存敬迫河中、王珂告急于武皇、使者相望于路とあるのに相當する。㊁は同書に天復三年正月天子自鳳翔歸京、五月雲中都將王敬暉殺刺史劉再立以城歸于劉仁恭、武皇遣李嗣昭討之云々とあるのに當り、㊂は同書に天祐元年（天復四年）閏四月汴帥迫天子、遷都于洛陽、五月乙丑天子制授武皇叶盟同力功臣、加食邑三千戸實封三百戸とあるのと同じ時のことを記したものである。㊃は資治通鑑（卷二六五）天祐元年七月の條に時李茂貞・楊崇本・李克用・劉仁恭・王建・楊行密・趙匡凝、移檄往來、皆以興復爲辭とあるのに相當する記事である。㊅の會昭宗弑而止は、舊五代史武皇紀下や舊唐書（卷二〇上）昭宗紀によれば、天祐元年八月のことのやうである。

右の如く㊁は天復三年の記事であり、㊂㊃㊅はその翌年なる天復四年卽ち天祐元年の記事なること何等疑ないから、㊃と㊅との間に然も前後關聯せる事件として述べられて居る、㊄の記事も、亦天祐元年のことゝ見て少しも支障ないであらう。されば㊄に記された雲中の會盟は、天祐元年八月昭宗の弑される前、王建李克用等が義擧を圖つた當時のことゝ見られるのである。然るに舊唐書（卷二〇上）昭宗紀、天祐元年八月の條には、朱全忠がその將を遣して昭宗を弑せしめた記事の後に、自帝遷洛、李克用・李茂貞・西川王建・襄陽趙匡凝、知全忠簒奪之謀、連盟擧義以興復爲辭、而帝英傑不羣、全忠方事西討、慮變起於中・故害帝以絕人望とあるから、王建、李克用等の義擧は昭宗が洛陽に遷され、朱全忠簒奪の謀が一般に知られるに至つた直後のことゝ考へられる。而して昭宗の洛陽に遷つたのは前掲の舊五代史・武皇紀の記事によるとこの年閏四月のことで、沙陀傳の㊂の記事によれば李克用は昭宗の東遷を知り直ちに使をその行在に遣し、昭宗は李克用に協盟同力功臣の號を加へたが、この加號は前記武皇紀によると五月乙丑のことである。蓋し李克用が遣使して阿保機を誘つたのは、この加號に感激した結果であらう。されば雲中の會盟は天祐元年五月から八月までの間のことであること全く疑ひないとこ

ろである。然るに橋本氏は沙陀傳の㊉の記事を天祐五年のことゝ證することによつてその前に四年(㊐の記事)とあるのを天祐四年とされたことは眞に結構であるがそれより㊁の記事に三年とあるのをも何等考證の勞をとらずに天祐三年と見られ、唐書沙陀傳の三年は天復三年ではなく天祐三年を意味するものなること明かで、沙陀傳の記事が誤つて「天祐」の年號を脱せしものなること疑問の餘地はないのである。而も小川氏は何故に是れを以て天祐元年(卽ち天復四年)のことゝ見るのであらうか了解に苦しまざるを得ないのである」[28]と言つて居られる。橋本氏の如き大家にして斯くの如き言のあつたのは全く意外である。

四

最後に年號問題に就いて一言する。橋本氏は前論考に於いて、從來信ぜられて居た貞明二年の神冊建元を疑ひ舊五代史契丹傳の記事によつて天成二年天顯建元說を出されたが、余は神冊建元の疑ふべきに就いては橋本氏の說に贊成したが氏の新說天成三年天顯建元說に就いては橋本氏の據られた舊五代史契丹傳の記事よりも五代會要(卷二九天成元年の條)の記事の方がより多く信賴すべきであることを指摘し、資治通鑑考異(卷三九)所載の虜廷雜紀の記事をも引用して龍德二年天贊建元說を出した。[30]これに對し橋本氏は後論考に於いては多くを言はれて居ないが、只余の再考を促され、更に註に於いて「年號の問題の考究には特に舊五代史契丹傳に僞改爲天顯元年とある文句に注意されたい」[31]と言つて居られる。これによると橋本氏は未だその天顯建元說を持せられて居るやうである。然し洪遵の泉志(卷一一)には天贊通寶なるものを圖示して、右契丹國天贊錢、五代史四夷附錄曰、契丹主阿保機僭號名年曰天贊、余按此錢徑九分重三銖六參、文曰天贊通寶とある。これによると宋の紹興年間に天贊通寶といふ錢が存在したこと全く疑ひないが、この錢が僞物なることか或は契丹のものにあらざることが立證されるにあらずんば、橋本氏の「天贊の年號を抹殺し天顯を契丹初建の年號とする」新說は、一異說としてすら全く存在の價値なきものと斷言する。

結言

以上述べた如く前論稿に對する橋本氏の論難の中には

明らかに氏の失檢に基くと見られるものが多くあつたので、橋本氏も程なくこれに氣付かれて直ちに訂正されることを期待して、余はしばらくその時を待つたのであるが、今に至るもその事がないので遂にこれを指摘するの擧に出でたのである。この他余が前論考に於いて主張した諸點の中、部族問題、阿保機皇帝卽位問題[32]等に於いても氏の主張と相容れない點が少くないが、既に限られた紙數も餘程超えて居るのでこれ等の點に就いても余は自說の誤らざるを信ずるものであるが、今は橋本氏の主張を一見解として余も亦認むるに吝ならざることを明言してこの論爭を打ち切らんとする。史料不備なる塞外史の研究には、絕對的な說を出すことは頗る困難であらう。要はその擧說を通して全體を如何に解釋するかに在る。余は北方民族の歷史に於いて契丹建國が劃期的事實である所以は、その國家組織の中に重要なる分子として漢人を包含するに至つたことであらうと考へる。從來の北方民族の國家に比して契丹建國が社會・政治・文化各方面に於いて有する劃期的[33]特色は、總てこの漢人をその組織の重要なる分子としたことに起因すると見られるのである。斯くの如き意義を有する漢人[34]をその重要分子として取り入れ延いては遼國の政治及び社會組織の一特色である行宮や頭下州を生むに至つた契機的な事情を、おぼろげながら物語るものとして余は漢高祖實錄以下に見える所謂阿保機物語の重要性を認めんとするのである。これ等のことを具體的に論證せんとする拙稿は既に成稿を得て「遼の建國の史的意義」と題し、近く發表の豫定であるから就きて見られんことを希望する。

註

①東洋史研究第一卷第五號　②同紙第二卷第一號　③同上頁(四三—四四)

④漢高祖實錄には、契丹本姓大賀氏、後分八族(八族名を略す)八族之長皆號大人、稱刺史、常推一人爲王、建旗鼓以尊之、每三年第其名以相代とある。實際はおそくとも習爾以後は三年迭立制の原則が行はれず、虜廷雜記に見るやうな長期の、迭立制の行はれて居たことは、余が前論稿に於いて指摘した如くである。因に契丹の唐末八部に就いての知識は賈緯等に始まるものであらう。

⑤後唐の末期頃には既に出來て居たと推せられる莊宗列傳には、光啓中其王曰欽德、乘中原多故北邊無備、遂蠶食諸部云々とある。

⑥賈緯の僞史には雲中の會盟のことを記して、保機喜謂武皇曰、我蕃中尙長舊法三年則罷、若它日見公復相禮否、武皇曰、我受朝命鎭太原、亦有遷移之制、但不受代則可、何憂罷乎、保機由此用其敎不受諸族之代とある。こゝに舊法と

あるから阿保機が必ずしも三年迭立制に拘束されて居たと見る必要はないのであるが賈緯は然解さなかつたものゝ如くである。

⑦東洋史研究第二卷第一號頁四四　⑧同上　⑨同上頁四五　⑩本論文註⑥參照　⑪東洋史研究第二卷第一號頁（四四—四五）　⑫同上頁四五　⑬同上頁（四六—四八）

⑭同上頁五二　⑮滿鮮地理歷史研究報告第五卷所載、遼の制度の二重體系附錄、遙輦氏及び阿保機の祖先に關する說話頁二六〇。

⑲遼室の祖先の傳說にして遼史に見えるものは三回の過程を經て成立して居る。第一は重熙年間の蕭韓家奴等の實錄編纂の時。第二は耶律儼の遼史編纂の時。第三は元脫脫の現行遼史編纂の時である。而して蕭韓家奴の實錄には只三耶律分部の作爲のみであつたが、耶律儼の遼史に至つて三耶律を大賀氏遙輦氏世里氏とする說明を加へたのであらうと推せられる。遼室の始祖とされて居た雅里を涅里と改めたのも蓋し耶律儼の遼史からであらう。これ等の點に就いては稿を改めて論ずるであらう。

⑳遙輦氏の住地は金史太祖紀等によると、今の大凌河の流域のやうであるが、大凌河は唐末には琵琶川と呼ばれて居たこと明らかである。蒙古語では琵琶といふ語と害毒等を意味する語と同じで hoor, hor と言ふ。ダフール語ではこれと同じ意味の語を aure といふ。遙輦、阿輦はこれ等の語の對音ではなからうか。斯く解すれば諸部大人誘殺後その諸族は大凌河流域に移され、その地名によつてその名を得たのであらうとの想像が許されないこともない。

遙輦氏が九部大人の子孫と見られるのは次の如き理由からである。遼室が遙輦氏の祖先を阿保機以前の世襲君主とし若し阿保機が立たなかつたならば、遙輦氏の中から誰かが契丹皇帝となり得たやうに傳へて居る（遼史卷七三耶律曷魯傳及び耶律海里傳）のは、遙輦氏の祖先が實際にその資格を有して居たからであらう。若しさうでなかつたならば遼室がその實在の臣下たる遙輦氏に、その事實以上の資格を附與する筈はない。寧ろ實在の遙輦氏等に關係のない全く架空の物語を造つたであらう。然るに余の見解を以てすれば阿保機以前の契丹主は九部大人の迭立制によつて定つたので、原則としては九部大人は迭立制によつて等しく契丹主となり得る資格があつたのである。こゝに諸部大人と遙輦氏の祖先との同一性を認め遙輦九帳族の祖先は九部大人であつたらうと考へるのである。九部と九帳の數の一致して居るのもこれがためであらう。

又唐末契丹の諸部族は灰牛白馬傳說が八部の同源傳說であり漢高祖實錄に八部を八族と記して居る點等より見て、大體に於いて同族的意識を主調として居る團體で、それに基く一般部族人の間の平等意識が尙殘存して居たと推せられるであらう。然しこれは純然たる氏族社會ではなく、既に部曲（或は奴隸）が發生して貴族的家族（氏族）の擡頭した社會で、遼代遙輦氏の祖先なる諸部大人も亦これであつたと考へられるのである。而してその部曲は一般部族人の間に尙平等意識が遺存して居た當時の狀態に於いては、主と

して他種族との戰鬪等によつて獲られた異種族の人であつたのではなからうか。この部曲の殘存したものを以て組織したと想はれる遼代の遙輦帳下の軍が、遙輦糺と稱せられたことによつても右の如く推せられる。諸部の大人がその氏族的な社會に於て能く貴族的地位を世襲し得るに至つたのは、これ等部曲の武力的經濟的奉仕より成る實力の大なりしためであつたのであらう。右の如き性質の諸部が聯合體樣のものを組織して居たのが、唐末の契丹國で、その國主も諸部大人の合議制によつて決せられ、その任期も初は三年が原則であつたが、後には長期のものとなりそれが迭刺部のみから選ばれるに至つたことは前論考に於いて述べた如くであらう。斯くの如く諸部大人の間の三年迭立といふ平等原則が破れるに至つたのも、矢張り部曲の增大と關係があるのではなからうか。回紇の滅後、その統制が喪失するや、その地方の諸種族は混亂に陷り契丹は漸くその勢力を增し、異種族との戰鬪に於いても財物のみならず多數の俘掠を獲、それが多くその時の契丹主の部曲となり右の傾向を益々助長したであらう。この考察が誤なければ、阿保機出世當時の諸部大人は主として異種族を部曲とする貴族的氏族の族長であつたと考へられる。阿保機の諸部大人誘殺は斯くの如き族長を暗殺して、その契丹主承襲權（迭立制による）を奪つて世里氏の世襲權を確立したのである。されば族長は死滅してもその一族及び多少の部曲は殘存して遼代に於いても尙傳統的權威を保有して遙輦九帳といふ特殊な貴族の集團を成すに至つたのであらうと考へられる。

遙輦九帳に迭刺部欽德の一族を加ふれば、更に迭刺部に就いて一言する必要がある。所謂唐末八部の各族は社會學上のクランであつたかも知れぬが、史料不備にして適確には言ひ得ない。兎に角その大部分は唐初から同一族名を保持して同族意識を有する民族的な團體なることは前述の如くである。然るに迭刺部はこれと趣を異にする。余は前論考に於いて迭刺部はその住地の關係から反唐の勢力を代表する泥禮の一黨が、開元末頃潢水上流域に退いて潛勢力を養つたのだと想像した。唐會要（卷一四）に開元二十六年六月幽州節度使副大使張守珪、大破契丹林胡、遣使獻捷、擇日告廟とある。乘軺錄には路振が中京大定府で館伴使劉經の言として、北至上國一千里卽林胡舊地、本名林荒虜、更其名曰臨潢府、國之南有潢水故也とある。これによると遼の臨潢府地方は林胡舊地として知られて居たやうである。唐會要の契丹林胡は潢水の北の契丹人を指したのではなからうか。然るに舊唐書張守珪傳開元二十六年の條には張守珪の部下の伐たんとしたのは湟水（シラムレン）の北の叛奚餘衆と記されてゐる。されば當時この地方の部落には契丹のみならず奚も居たので、迭刺部は初から多分の奚を要素としたとも見られる。遼國語解六瓜の條に迭刺部を析いた六院部が、奚六百家から成つた如く記して居るのは必ずしも史實とは思はれないが、蓋し迭刺部に奚の多かつた事實の反影ではなからうか。又唐末には迭刺部は他の契丹諸部に對し壓倒的な勢力を有して、契丹主もこの部のみから選ばれたので、契丹他部族の氏族でこれに加入したものも少く

なかつたことが想像される。因つて迭剌部は種々の氏族の集合したものゝやうに解される。遼史(卷三二)部族上には部落曰部、氏族曰族、契丹故俗分地而居、合族而處、有族而部者五院六院之類是也とある。されば五院六院の構成分子は氏族(大家族)であつたやうである。然るに太祖紀一に阿保機の出生地を契丹迭剌部霞瀨益石烈鄉耶律彌里として居る。迭剌部の構成單位は彌里であつた。彌里は營衞志の所謂氏族に當るのではなからうか。白鳥博士も既に指摘された如く耶律彌里は世里沒里と等しいやうである。世里沒里は虜廷雜記には以漢語譯之謂之耶律氏とある。世里が耶律に當るとすれば氏は沒里に當ることゝなる。沒里は元來は氏族と同義だつたのであらう。即ち沒里(彌里)は迭剌部の構成單位で氏族であつたのであらう。他の八部族には氏族相互間に同族意識があつたが迭剌部にはそれがなかつたのではなからうか。迭剌部が右の如き成立過程を有するとすれば、その各氏族の間には既に貴賤の別があつたであらう。而してその貴族的氏族の間にもその勢力に消長がありその部長を出す氏族も時によつて相違して居たことは想像される。されば光啓中習爾が殺された後に迭剌部長となつた欽德は、習爾阿保機の世里氏とは別な氏族の長で習爾の反對黨に推されたものであらう。然るに乾寧末頃から彼は信望を失ひ阿保機を出した世里氏が次第に勢力を恢復した天復元年遂に阿保機が欽德に代つて契丹主に推されたのであらう。欽德の一族を斯く解すればこれが迭剌部の大酋で然も遼代遙輦氏の一張を成したと見て不合理ではなからう。

㉑遼史(卷三四)兵衞志上には、遙輦耶瀾可汗十年歲在辛酉、太祖授鉞專征、破室韋于厥奚三國、俘獲盧帳不可勝紀と記し、更に十一年…十二年…十三年…と耶瀾可汗の年を數へて阿保機の事績を記して居る。然るに太祖紀上には唐天復元年歲辛酉、痕德堇可汗立、以太祖爲本部夷离堇、專征討連破室韋于厥及奚帥轄剌哥、祖獲甚衆云々と記して、同一の事實を痕德堇可汗の歲を以て記して居る。

又遼史(卷七三)には耶律敵剌、字合魯隱、遙輦鮮質可汗之子、太祖踐祚與敞穩海里同心輔政とあつて、鮮質可汗は阿保機と同時代に活躍した耶律敵剌の父であつたやうである。これ等の記事によると耶瀾可汗も鮮質可汗も阿保機の先代なる欽德と同時代の人物であつたやうに考へられる。(然るに遼史(卷四五)百官志には遙輦九帳大常袞司、掌遙輦洼可汗、阻午可汗、胡剌可汗、蘇可汗、鮮質可汗、昭古可汗、耶瀾可汗、巴剌可汗、痕德堇可汗、九世宮分之事とあつて、九世可汗の傳說に於いては耶瀾可汗は阿保機の前代遙輦氏痕德堇可汗の前々代、鮮質可汗はそれより更に前々代に置かれて居る。)斯くの如く遙輦可汗の同時實在を想はせるやうな九世可汗傳說と矛盾した記事が遼史に見えて居るのは、作爲傳說の背後に潛む歷史事實がたまたま史家の不注意により暴露して居るのではあるまいか。

㉒東洋史研究第二卷第一號頁四七。橋本氏は「遼史によると釋魯はその子滑哥に弒せられたのであるが習爾之については何等かくの如き事實を傳へない」と言つて居られるが、當時の情勢より見て習爾の死沒の事情が詳しく支那側に傳

つて居なくとも不思議はない。

㉓東洋史研究第一卷第五號頁二三　㉔史潮第六年第一號頁（七〇—七五）　㉕東洋史研究第二卷第一號頁五七。

㉖この點に於いては尙論ずべき多くの準備を有するものであるが、松井等氏も橋本氏も共にこれを認めて居られて異論がないやうであるから今はこれを割愛する。

㉗東洋史研究第二卷第一號（五七—七八）　㉘同上頁五七

㉙資治通鑑が紀年通譜所載の契丹曆日通紀一百二十年によつてこれを主張した。我國に於いても松井等氏がこの說を採られ殆ど通說の如く見られて居たものである。

㉚東洋史研究第一卷第五號頁（三五—三六）　㉛東洋史研究第二卷第一號頁五八、同註⑤

㉜阿保機の卽位は中原國家の封册なく對等な國家を建てた點に於いて高句麗渤海に見られない歷史的特色がある。

㉝遼以後の國家が遼以前の滿蒙に於ける國家と比較して、部族社會的性質を稀薄にして、近代的色採と封建的色採を加味した社會を現出せしめたこと（註㉞參照）組織的な無封册國家を建設して（註㉜參照）中原國家に見るやうな强大な君主權を發達せしめたこと、支那文化を攝取消化してその國家意識を支那的な形式に於いて具現せしめたこと、その他從來唱へられた如く行政制度として二重體系を創造したこと等がその諸特徵と見るべきであらう。

㉞漢高祖實錄以下の阿保機物語に「阿保機が本族を領し漢人を率ゐて自ら一部を爲す」とあるのは、蓋し彼が契丹部族內に於けるその一黨（世里氏及びこれに隸屬した家臣家族の集團卽ち所謂腹心部）を領しこの時その旗下に隸して居た漢人の用ふべきを知り、これと結び付いてその本部なる迭剌部より一旦遊離したことを意味するもののやうである。この漢人には唐末の反亂に際し、節鎭强大化の傾向を經驗し、絕對君主權の生れ出づる惱みを嘗めさせられたものもあつたであらう。されば これ等の漢人が或は俘掠され或は自ら投歸して阿保機の部曲となつたのは、阿保機自ら中原節鎭の如き性質を具備するに至つたとも見られる。若し阿保機がその本部より遊離したまま再び契丹部族に歸らなかつたら彼は恐らく他の節鎭同樣中原の鹿を逐ひ、若し成功したら後魏や後唐の如く漢人中心の國家を建てたことであらう。然るに契丹國が北族に重心を置いた國家となつたのは、阿保機が契丹部族に働きかけ、再び契丹部族をその勢力の基礎としたからであらう。（阿保機を誘つてこの擧に出でしめたのは、回紇の血を多分に有する彼の妻述律皇后であつた。）

斯くの如く一度本部を脫して漢人に結び付いた阿保機が、その契丹部族社會に多くの變革を加へるに至つたのは、無理ならぬことであらう。彼は諸部大人を誘殺してその部族人を分合し、新しく八部を建てたが、その部の長は從來と異り必ずしもその部族人ではなく、阿保機の一族或は隸臣の中よりこれが任ぜられ然も任期のある中央政府の官吏であつた。若し阿保機が漢人を率ゐて新組織の一部族を立てず、單に舊來の一契丹部族の長として次第に他の諸部族を壓倒したなら、彼の世襲權は確立しても、高句麗、渤海に

見る如き諸部大人は所謂所領安堵の如き形で從來の部族人を領して、そのまゝ支配的家族として存し、契丹人の大部分が貴族的種族として被征服種族の上に上層階級として嚴存したのではなからうか。然るに實際に於いては既述の如き諸部の聯合體より多くの中間的過程を經ずに集權的な强大なる君主權の國家を形成するに至り、その貴族階級も支配的家族たる遼室一族と外戚一族の他にはその本部族より脫して遼室に隸屬して功を拔ん出た契丹人の家族や、同じく遼室に功のあつた漢人より成る阿保機の隸臣家族の集團で被征服種族も形式的には一般契丹部族人と同じで、その上下の別はなかつたやうである。尙封建的色彩は認められ頭下州や私城の如き貴族の私領もあるが、然しこれもその節度使は朝廷がこれを任じ、又その稅の一部分を政府に上納する等の點に封建制の純粹性を缺いて居る。兎に角高句麗渤海の國家組織には未だ氏族社會の名殘である協同的意識が殘存して居たのに、遼金以後の國家組織には統制意識がその主調をなして居るやうである。遼の國家組織には以上の如き歷史的特色を有するが契丹部族社會に斯くの如き急激な變革を成さしめる誘因となつたものは、阿保機がその隸臣として多くの部族人ならざる統制意識を有する漢人を含むに至つたことであらうと想像される。

余は滿洲史に於いて遼金以後の時代と近世との相違に就いても亦漢人に着目し滿洲に於ける漢人は近世に至つて、(滿洲に於ける事情のみならず支那內地に於ける諸事情の變化した結果)、數量的に增大したことは明らかであるが、更にその質に於いても多少の相違を認めねばならぬ。遼金時代に於いては政治的權力によつて强制的に漢地から徙されたものゝ多かつたことは勿論であるが、經濟的欲望を以て自發的に移住したものでも、滿洲國家の治者階級の俄かに向上した欲望充足を目的としたものが多かつたやうである。斯くの如く遼金時代の滿地漢人の多くが政權と密接な關係を有するものであつたことはその一特徵である。されば當時の滿洲に於ける漢人の集團(都市)に永久性のなかつたのも、これと不離の關係に在る政權に永久性のなかつたためとも見られる。然るに近世に於ける漢人の移民は滿地の天然資源を開發するのをその主要な目的としたもので、いかに政權が法によつて禁じても、尙これを止むることが出來なかつたのである。近世に至つてその漢人集團(都市)が一時性を脫したのもその對象なる天然資源の永久性によるものではあるまいか。この意味に於いて乾隆時代になつて流民の出關を禁じたといふことは、その立法の目的とするところは種々あらうが、當時の政治家が斯くして滿洲の舊態を維持する必要に迫られたこと自身が、既に滿洲の舊態が變改されつゝあつたことを物語るものとして注意すべきであらう。

(昭和十二年一月十五日脫稿)